

令和 年度保育料の多子軽減のための申請書

令和 年 月 日

各務原市長 宛

申請者

住所 各務原市

保護者名

児童名 (歳)

入所施設名 保育所 (園)

同一世帯から、下記の児童が幼稚園等に在園していますので申請します。

児童名	生年月日	年齢	在園施設名	備考
	・			
	・			
	・			

* 在園証明欄

上記の児童が、 年 月 日 (入所日) から 年 月 日現在在園していることを証明します。

所在地
施設名称
施設長名

幼児教育・保育の無償化の手続きで「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」(◆3または◆4)を各務原市に提出し、施設等利用給付に係る認定を受けている場合は、園の在園証明を省略できます。

保育料の多子軽減について

同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所（園）・認定こども園（以下「保育所等」という。）に入所している場合、入所児童について、第1子は保育料徴収基準額表に定める保育料の額、第2子は半額、第3子からは無料です。また入所児童の兄・姉が就学前児童で幼稚園や特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、福祉の里などの児童発達支援及び医療型児童発達支援（以下「幼稚園等」という。）に通う場合も入所児童に対して同様な軽減があります。

幼稚園等に入所（園）中の児童がいる場合は、「保育料の多子軽減のための申請書」に在園証明を取得し、保育所等または市役所こども政策課まで提出してください。（保育所等のみに入所中の世帯では、申請の必要はありません。）幼児教育・保育の無償化の手続きで「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」（◆3または◆4）を各務原市に提出し、施設等利用給付に係る認定を受けている場合は、園の在園証明を省略できます。

また、申請書は、毎年度提出していただく必要があり、申請がない場合は保育料の軽減が受けられない場合があります。なお、年度の途中で幼稚園等を退所された場合は、必ずこども政策課まで連絡してください。